(2)　要管理提供用総合整理分析情報の取扱いに関する事務に従事する国の行政機関の職員又はその職にあった者は、正当な理由がなく、当該事務に関して知り得た要管理提供用総合整理分析情報に関する秘密を漏らし、又は盗用してはならないものとすることとした。（第四四条第二項関係）

協議会

(一)　内閣総理大臣は、重要電子計算機に対する特定不正行為による被害を防止するため、内閣総理大臣及び関係行政機関の長により構成される重要電子計算機に対する特定不正行為による被害の防止のための情報共有及び対策に関する協議会を組織するものとすることとした。（第四五条第一項関係）

(二)　内閣総理大臣は、必要と認めるときは、協議会に、重要電子計算機を使用する者、電子計算機等供給者その他の内閣総理大臣が必要と認める者をその同意を得て構成員として加えることができるものとすることとした。（第四五条第二項関係）

(三)　協議会は、(一)の目的を達成するため、重要電子計算機に対する特定不正行為による被害の防止に資する提供用総合整理分析情報その他の情報（選別後通信情報を含むものを除く。以下「被害防止情報」という。）を共有するとともに、所定の事項について協議を行うものとし、協議会の構成員は、当該協議の結果に基づき、協議会で知り得た被害防止情報の適正な管理その他の必要な取組を行うものとすることとした。（第四五条第三項及び第四項関係）

(四)　協議会は、(三)の協議を行うため必要があると認めるときは、その構成員に対し、重要電子計算機に対する特定不正行為による被害の防止に関し必要な情報に関する資料の提出等の協力を求めることができるものとし、当該構成員は、正当な理由がある場合を除き、その求めに応じなければならないものとすることとした。（第四五条第五項関係）

(五)　協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならないものとすることとした。（第四五条第七項関係）

10

サイバー通信情報監理委員会

(一)　設置

内閣府設置法の規定に基づいて、サイバー通信情報監理委員会（以下「委員会」という。）を置くものとし、委員会は、内閣総理大臣の所轄に属するものとすることとした。（第四六条関係）

(二)　任務

委員会は、国等の重要な電子計算機等に対する不正な行為による被害の防止のための措置の適正な実施を確保するための審査及び検査を行うことを任務とするものとすることとした。（第四七条関係）

(三)　所掌事務

委員会は、(二)の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどるものとすることとした。（第四八条関係）

(1)　この法律の所定の規定による承認及び当該承認の求めに対する審査並びに検査、通知、要求及び勧告に関すること。

(2)　警察官職務執行法の関係規定による承認及び当該承認の求めに対する審査並びに確認及び勧告に関することその他法律に基づき委員会に属させられた事務

(四)　職権行使の独立性

委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行うものとすることとした。（第四九条関係）

(五)　組織等

委員会の組織、委員長及び委員の任命等について定めることとした。（第五〇条関係）

(六)　任期等

委員長及び委員の任期等について定めることとした。（第五一条関係）

(七)　身分保障

委員長及び委員は、次の(1)から(3)までに掲げる場合のいずれかに該当するときを除いては、在任中、その意に反して罷免されることがないものとすることとした。（第五二条関係）

(1)　所定の欠格事由に該当することとなったとき。

(2)　12の規定又は関係法律の関係規定により刑に処せられたとき。

(3)　委員会により、心身の故障のため職務を執行することができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

(八)　罷免

内閣総理大臣は、委員長又は委員が(七)の(1)から(3)までに掲げる場合のいずれかに該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならないものとすることとした。（第五三条関係）

(九)　国会に対する報告

(1)　委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して国会に対し所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならないものとすることとした。（第六一条第一項関係）

(2)　(1)の報告には、次のイからリまでに掲げる事項が含まれていなければならないものとすることとした。（第六一条第二項関係）

イ　4の(一)の承認の求め及び当該承認並びに4の(三)の承認の求め及び当該承認のそれぞれの件数（ロ及びハに掲げるものを除く。）

ロ　6の(一)の承認の求め及び当該承認並びに6の(一)において準用する4の(三)の承認の求め及び当該承認のそれぞれの件数

ハ　6の(二)の承認の求め及び当該承認並びに6の(二)において準用する4の(三)の承認の求め及び当該承認のそれぞれの件数

ニ　(○)の規定による検査の結果の概要

ホ　(三)の規定による通知、(四)の規定による要求及び(三)の規定による勧告のそれぞれの件数及び概要

ヘ　警察官職務執行法第六条の二第一項に規定するサイバー危害防止措置執行官により行われた同条第四項の承認の求め及び同条第九項の通知並びに当該承認のそれぞれの件数

ト　への通知に係る警察官職務執行法第六条の二第一〇項の勧告の件数及び概要

チ　自衛官により行われた自衛隊法第八九条第一項、第九一条の三、第九二条第二項及び第九五条の四第一項において準用する警察官職務執行法第六条の二第四項の承認の求め及び同条第九項の通知並びに当該承認のそれぞれの件数

リ　チの通知に係る自衛隊法第八九条第一項、第九一条の三、第九二条第二項及び第九五条の四第一項において準用する警察官職務執行法第六条の二第一〇項の勧告の件数及び概要

(○)　検査

委員会は、自動選別若しくは7の(一)の規定による措置、非識別化措置又は再識別化措置が行われたときは、速やかに、その指定する委員長若しくは委員又は職員（以下「指定職員等」という。）に、これらの措置が5又は7の規定を遵守して行われたかどうかを検査させなければならないもの等とすることとした。（第六三条関係）

(二)　資料の提出の要求等

通信情報保有機関の長等は、委員会から必要な資料の提出等の求めがあったときは、他の法令の規定による制限のある場合を除き、その求めに応じなければならないものとすることとした。（第六四条関係）

(三)　通信情報保有機関による協力

(1)　(二)に定めるもののほか、通信情報保有機関は、(○)の規定による検査（(2)において単に「検査」という。）に対し、協力しなければならないものとすることとした。（第六五条第一項関係）

(2)　通信情報保有機関は、取得通信情報の処理のために使用する情報システムその他の検査の対象となる事務のために用いる情報システムについて、指定職員等が検査の的確かつ円滑な実施に必要な利用を行うことができるようにしておかなければならないものとすることとした。（第六五条第二項関係）